

平成19年度（福）ふじみ野福祉事業計画

平成18年度の介護保険法の改正において予防給付が創設され、平成19年3月15日より、富士見市において地域包括支援センターが設置され、当施設においても新予防給付ケアマネジメント業務を委託されることとなりました。これにより制度改正のポイントでもある予防重視型のシステムへ当システムも移行していきます。そのような状態に鑑み、デイサービスセンターでは予防介護を本格的に実施してまいります。

上記のように社会福祉を取り巻く環境が変化をしていく中、時代に即応できるよう法人本部と各課が相互補完しあいながらむさしのが、親しみのある施設になるよう法人本部・管理課・生活課・地域課・栄養課では以下の事業を実施してまいります。

法人本部

社会福祉法人の本来の意味をひも解いてみると「社会・地域における福祉の発展の充実」ということがあげられます。つまり、ふじみ野福祉会が上記内容を充実させていくためには法人本部の機能を強化し、各セグメントの事業経営が適切に行われて行く必要があります。

そのため、ここに、全国社会福祉経営者協議会よりまとめられた社会福祉法人行動規範を明示し、再確認し、ふじみ野福祉会がより信頼性の高い経営ができるよう努力してまいります。

「社会福祉法人行動規範」

行動規範 1

- ・ 人権の尊重

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安全なサービスの提供に努めます。

行動規範 2

- ・ サービスの質の向上

個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供の実現のため、リスクマネジメント体制の構築、人材育成に努めます。

行動規範 3

- ・ 地域との共生

地域における福祉システムの構築に主体的に関わり、多様な主体との連携・協働により、地域の福祉課題に取り組みます。

行動規範 4

- ・ 社会的ルールの遵守（コンプライアンス）の徹底

関係法令、法人の定めた諸規程はもとより、法人の理念や社会的ルールを遵守した経営に努めるとともに、その実現のための取り組みを推進します。

行動規範 5

- ・ 説明責任（アカウンタビリティー）の徹底
利用者、地域とのコミュニケーションを図るとともに、積極的な情報提供に努め、説明責任を果たします。

行動規範 6

- ・ 利害関係との適切な関係
公共性・公益性の高い法人として、関係する各種事業者と公正かつ適切な取引を行います。

行動規範 7

- ・ 行政との連携・協力の促進
地域の福祉を推進するため、行政との連携・協力を図り、かつ健全な関係性を保持します。

行動規範 8

- ・ 国際化への対応
地域で生活する外国人に対する適切な支援・サービス提供を行うとともに、福祉人材の育成等を通じた国際貢献を推進します。

行動規範 9

- ・ 人材育成、適切な人事・労務管理の実践
経営の持続可能性を図るため人材育成に努め、職員の自己実現に寄与するとともに、適切な人事・労務管理を実践します。

行動規範 10

- ・ 公共性・公益的取り組みの推進
低所得者への支援及び地域の福祉ニーズに即応した先駆性、開拓性のある「一法人一貢献」を更に推進するとともに、安定的・継続的な事業経営を行います。

行動規範 11

- ・ 組織統治（ガバナンス）の確立
社会的ルールの遵守を徹底し、公正かつ適正な経営を可能にする、実効性のある組織体制を構築します。

行動規範 12

- ・ 財務基盤の安定化
信頼性の高い効果的・効率的経営の観点から、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理・会計処理を行います。

行動規範 13

- ・ 社会福祉法人の経営者は、リーダーシップを発揮し、行動規範の実践に努めます。

行動規範 14

- ・ 経営責任の明確化

本規範に反するような事態が発生した場合は、経営者自らが問題解決にあたる姿勢を明確にし、原因を究明するとともに説明責任を果たし、再発防止に努めます。

管理課

1 事務の効率化

- (1) 経理事務効率化のため、インターネットを利用した電子申請システムを有効的に利用していきます。現在では紙媒体への記載に加え、直接窓口でしか行うことの出来ない雇用保険の手続きや国税の納税等の事務を電子申請システムや国税電子申請・納税システムである e-Tax (イータックス) を利用し、直接ハローワークや金融機関で行う仕事の削減を目指します。また、現在利用している埼玉りそな銀行の資金管理サービスからの給与振込や取引先への支払も継続して行っています。
- (2) 利用料徴収業務ではセグメントに関係なく、積極的に郵便局の自動払込の申込みの依頼をし、利用料徴収業務の更なる効率化を目指します。

2 施設環境の改善

- (1) 施設入所者だけでなく、施設職員に対してもより働きやすい職場を目指します。各種休業制度をはじめ、年次有給休暇を取得しやすい環境作りを目指します。それに伴い公共職業安定所や福祉人材センターを有効利用し、職員の充実化を図ります。
- (2) 質の良いサービスを提供出来るように職員に対する人事考課制度(業務評価システム)により力を入れます。個々が明確な目標を持ち、日々の業務に取り組むことでのサービス向上を目指します。また、業務評価を行う管理職も職員情報をきちんと把握し、適切な業務評価が出来るように努めます。
- (3) 職員の自主性を活かした会議・委員会を毎月開催し、サービスの向上に努めます。

3 施設管理の効率化

- (1) 5年目を迎え施設設備等の補修箇所が目立ってきています。建物管理、保守点検は業者に委託していますが、年次計画に基づきチェックし、定期点検を実施します。
- (2) パソコンその他機器等の修繕箇所については、現場職員と管理職員との連絡体制を確認し、業務に支障が出ないよう迅速に対応します。
- (3) 責任者は業者による定期点検に踏まえて、定期的に施設内を巡回点検し、すみやかに効率的な修繕等を行います。
- (4) 設備等の劣化を防ぎ、清潔な環境を維持するために、一層日常清掃、施設設備、車輛の点検については定期的に行っていきます。
- (5) 光熱水費の節約について、毎日施設内を巡回し不必要な所の節電等に協力願い、また毎月メーターを記録し節約に努めていきます。

3 職員研修の充実・地域交流

- (1) 職員の資質の向上に資するため、昨年に引き続き職員対象の研修を積極的に行っていきます。介護全般に関する研修は勿論のこと、接遇に関する研修も実施し、施設外研修につ

いては、関係団体が主催する研修会に積極的に参加し、研修結果については、研修報告により周知徹底し、職員の資質向上に努めます。施設内研修についても、引き続き重点を置き、研修担当チームを中心に計画を立て、職員の自主研修の向上に努めます。

- (2) 納涼祭、地域の運動会、文化祭等の行事を通じて地域住民との交流を深め、地域に愛され、開かれた施設を目指します。
- (3) ボランティア講習会等を行い、地域の方のボランティア協力を努め、利用者の生活の質の向上を目指します。

4 防災対策

- (1) 利用者の生命と身体の安全を優先に、防災対策に最善を尽くし、不測の事態発生に迅速かつ適正に対応できるよう防災の強化を図っていきます。
- (2) 年間を通じて消火訓練・避難訓練・職員が手薄になる夜間訓練・応急訓練等計画し、引き続き今年も毎月実施していきます。
- (3) 地元地域と災害時相互援助協定に基づき、秋に地域との防災訓練を毎年実施していきます。

防災訓練予定表

NO	訓練日	訓練予定	訓練目的
1	4月24日	消火訓練	消火器
2	5月30日	消火・避難・通報訓練	初期消火・避難誘導等
3	6月21日	夜間訓練	非常通報、避難誘導等
4	7月16日	応急救護訓練	心肺蘇生法
5	8月24日	通報訓練・安全防護訓練	非常通報・防火戸、
6	9月30日	地域防災訓練	消火器他
7	10月25日	消火・避難・通報訓練	初期消火・避難誘導等
8	11月20日	消火訓練	消火散水栓
9	12月11日	応急救護訓練	異物除去法
10	1月24日	夜間訓練	非常通報、避難誘導等
11	2月26日	応急救護訓練	三角巾・包帯使用法
12	3月27日	総合訓練	消火、誘導、非常通報等

5 行事

1年間を通じて各課で行事を行っていますが、管理課として玄関の内外に飾り付け、利用者来客者等に季節感を感じていただきます。

月	内容
2～3月	お雛様
4～5月	こいのぼり

7月	納涼祭
12月	クリスマス（イルミネーション）
12月～1月	正月

その他間の月は、花等を飾り季節を感じていただきます。

6 安全衛生活動の推進

- (1) 職員の定期健康診断の実施、健康障害の防止、労働災害防止などについて、施設内の環境を点検していきます。
- (2) 職員の健康的な職場環境を作り、健康の保守増進を図ります。
- (3) 職員・面会者等には、うがい・手洗いの協力を願い感染予防に努めます。
- (4) 委員会を設け検証し、安全衛生活動を推進します。

7 相談・苦情の対応

- (1) 当施設のサービス内容に関する相談・苦情について引き続きオンブズマンによる苦情相談を行い、利用者の権利擁護を中心に施設運営へ助言、指導を頂き、生活の質の向上を図ります。
- (2) 利用者の家族等に対するアンケート等を実施し、苦情に上がる前段階の発見に努め速やかに協議改善に取り組み、また、苦情箱を設置し、苦情処理担当者を中心に迅速な対応、解決に取り組みます。

8 情報公開・広報

- (1) 事業計画、事業報告書の情報公開を施設窓口で行うほか、個人情報の擁護を図りながら、個別のサービス記録も関係者に閲覧できるようにします。
- (2) 施設ホームページを利用して、利用者、ご家族、関係機関への情報提供を行っていきます。
- (3) 情報の掲示物等は施設入口の掲示版を利用し、閲覧できるようにします。
- (4) 施設内での行事、報告等の情報が分かる広報誌を引き続き発行し、利用者の家族及び地域社会に対しても情報提供の充実を行っていきます。

生活課

平成15年4月に開設した施設も今年で5年目を迎えることとなりました。昨年度を振り返ると、食事、入浴、排泄介助に終始意を注ぎ、利用者の方の日常生活の細部までの配慮が十分援助できていたとはいいいがたい状況となっています。

そのため、今年度につきましては介護・看護・リハビリ・相談の各セクションそれぞれの分野の事業の総点検の年と考え、前年度十分実施できなかった事業については継続実施しながら、より提供するサービスが充実するよう、特別養護老人ホーム（短期入所生活介護）では下記の事業を実施していきたいと考えています。

介護・看護・リハビリ・相談共通目標

提供するサービスの基本方針に添って、次の目標を実現します。

- 1 利用者の方々の意思、家族の思いの確認と生活の観察を通して必要な支援を行い、その変化を評価しながら再援助計画と実践を重ねていきます。
- 2 利用者の方々と職員の健康管理を医師、看護師を中心に行い、健康な生活環境を作ります。
- 3 利用者同士の交流の促進を配慮して、利用者の生活の張りとなるクラブ活動やアクティビティを積極的に行います。
- 4 2・3 階各階でミーティングを行い、介護職員の意思疎通や利用者の把握状況の統一を図るだけでなく、看護職員、生活相談員、訓練指導員も参加し職種間の意思統一を図ります。

介護

1 サービスの見直し・充実から余暇支援（アクティビティ）への導入

サービスの提供あらゆる場面、3 大介護（食事、入浴、排泄）安全、整容、広報活動について、各委員会を通して見直しを行い、日常生活の場において介護業務でのマニュアルを活用し統一化をしていき、利用者満足度が高く効率的なサービス提供を心がけ、利用者の生活とケア（直接、間接介助、1 日の日課）提供が並行していき、日常生活、余暇支援が充実することにより 1 日 1 日の中で、たのしいことや思い出、自発性（ニーズへの関わり、達成）が生じるように援助をしていきます。

利用者の意志の尊重を目標に、個別ケア（選択が出来る多種多様な趣味活動）、また利用者同士の交流を考え、活動から生活意欲が生じ個々のニーズに応えられ、その人なりの生活感が持てるように余暇支援をしていきます。取り組みとして、2 階、3 階の 6 ユニットにて 6 つの余暇活動を検討して週間プログラムを作成し、利用者への周知や声掛け、プログラムをユニット内へ掲示することで、ニーズにあった参加が出来るように計画をします。

上記内容については前年度、十分な実施ができなかったため、今年度も継続実施をしていきます。

2 利用者の状態変化に対応が出来るケアプラン作成へ

個別ケア、サービスを行う中で日々、状況、状態変化が生じてきます。前年度は年間 2 回のケアプラン作成し年間プログラムを組む事で個別への対応ができ、個々の現在の状況でよりよいサービス提供を生活の中で援助をしていきます。また 1 回目の作成よりご家族の意見を反映ができ、2 回目の作成に生かせるようにしていきます。前年度に引き続き、ケアプランの提供の確認事項として、2 週間毎にケース担当者による記入される観察記録を活かし 1 回目よりも 2 回目は、個々の残存維持、身体面、精神面での能力が発揮、維持ができ、その人に合う介助の統一が出来るようにケアプランの作成をしていきます。

3 特別老人ホームから小さな家庭、社会へ

利用者の生活リズム、スタイルは一人一人生活歴に違いがあります。入所することにより、集団生活、環境変化がありますが利用者一人で過ごせる居室空間(プライバシー確保)を大切に考えて、利用者担当と利用者が安心、安全に過ごせる環境作りをし、また信頼関係が築けるように援助していきます。集団生活では、環境作りとしてユニット経費を活かし利用者の個性、季節感、独自性のある環境作りを行っていきます。個々の状況、状態を考え状況に合うサービスの提供が出来るように、ユニットリーダー、利用者担当がユニット内で完結が出来る体制を築いていきます。その中で、ユニットケアを活かし、利用者本位、気持ちを大切に日々過ごせるように援助をしていきます。また介護者、利用者が同じ気持ちになり生活の場として過ごすことができるユニットケアの実現を目標に取り組んでいきます。

4 委員会活動

(1) 食事委員会

・嗜好調査

今年度から嗜好調査『年2回6月11月』を実施し利用者の意見、要望をまとめて栄養課と連携して日々の食事に反映し、個別サービスを更に充実させていきます。

・食事、食事介助

食事介助のマニュアルを作りより迅速かつ安全なサービスを提供できるようにします。

・行事食

行事食「バイキング、もちつき、正月雑煮、鍋行事」等の行事ごとに各課と連携をとり意見交換し、決まりをつくり利用者により充実したサービスを提供できるようにします。

- ・ 委員会では利用者個々の状態にあわせて食事形態の見直しや変更を各課と連携し、迅速に柔軟に対応していきます。

(2) 入浴委員会

・安楽な入浴

個々の状況、状態に合わせた入浴が出来るように個別サービスの見直しを行い、安全、安心な入浴時間の提供をしていきます。前年度より、カトリア浴(機械浴)からひのき浴(一般家庭浴槽)への入浴の見直し、新しい計画による入浴サービスを考えていきます。入浴場面では利用者の入浴感(音楽、観葉植物等の環境作り)が出せるようにしていき、お風呂に「入った」、「疲れがとれた」、「気持ちが良かった」等の言葉が自然に出てくることを目標に入浴サービスを行っていきます。

・変わり浴の実施

季節感がある入浴を実施していきます。(5月・菖蒲湯 12月・柚子湯)

- ・ 委員会活動では、個々に合わせた入浴表の調整、変更を行い業務効率の確認をしていき

ます。また浴室の環境整備に力をいれ、清潔ある入浴環境、安心して入れる環境が日々続く事を目標に浴室の点検を行っていきます。

(3) 排泄委員会

・個別排泄プログラム

前年度に導入した、高機能な紙オムツを使用していく中で、個々の排泄の見直しとして、排泄パターンの把握、分析（年間2回の尿量計測、利用者担当者への排泄状況の確認、委員会での検討会議）し常に最適な、個別ケアの介助を提供していきます。また前年度に引き続き、羞恥心への配慮、利用者、介護者のゆとりある排泄サービスに取り組んでいきます

・排泄における自然排泄への援助

個別ケアをしていく中で、自然排泄につながるように状況、状態を考えてトイレ誘導（介助）、ポータブルトイレ（介助）の新しい介助の検討をしていきます。また排泄を生活の一部と考え、体を動かす事により残存能力維持、向上となり生活リハビリとして自然排泄のきっかけ作りと考えていきます。

看護職員との連携し、自然排泄を目標に下剤の種類、食事摂取量、環境などの総合的観点から個々の排泄における状況、状態を看護課と連携をして個別ケアサービスにつなげていきます。また臀部発赤、褥瘡の疾患予防も日々の排泄にて早期、早急に対応が出来るように排泄サービスの提供をしていきます。

- ・委員会活動では排泄における、個々の排泄の見直し（排泄表）、困難処遇の検討をし、紙オムツ業者のアドバイザーと協力をしながら問題点の解決、よりよい個別ケアが出来るように取り組んでいきます。

(4) 安全委員会

・身体拘束ゼロの継続

引き続き身体拘束ゼロを実践していきます。予測されることの予防（リスクマネジメント）を再確認し介護業務の中で個々に合う介護が出来るように早めの対応、確実な引継ぎをしていく中で、安心、安全に過ごせるように取り組んでいきます。また言葉の拘束を目標に利用者への名前を名字での声かけ、利用者との関わりの中で「～しないでください」「そこにいてください」などの指示的な表現にならないように日々、利用者本位の考えで介護サービスの援助をしていきます。

・ヒヤリハット報告からセーフティマネジメントへ

ヒヤリハット報告の内容を検討し同じ事故を繰り返さない事を目標に報告書を有効活用、利用者に関わる職員への周知、統一した介護（個別ケア）が出来き、業務の中で予測される事故を未然に回避、予防ができるように検討をしてセーフティマネジメントに取り組んでいきます。

- ・安心、安全に過ごせる環境整備

生活の移動手段の車椅子、椅子への定期的な点検をする他、センサークッション、離床センサー使用者の安全状況を考え、個々の生活スタイル、リズムが保てるようにしていきます。また日中は活動、夜間、睡眠が出来るように取り組んでいきます。

- ・救命研修の実施

看護職員、研修委員会と連携をとり、利用者への緊急時に慌てることなく、また次への対応が出来るように必要な知識習得を目標にし、講習の中でテーマ絞り定期的に実施していきます。

- ・委員会活動では言葉への拘束を年間目標として会議を通して、生活における幅広い言葉への拘束を考えていきます。また安全への処遇検討、困難処遇も2、3階の委員、他課、むさしの職員の関わりとして意見を聞き、検討することで、その方に合う介護サービスを考えていきます。

(5) 整容委員会

- ・清潔ある寝具

リネン交換では、1週間におけるユニット内でのリネン交換を目標にベット、和床利用者の清潔感あるリネン交換を実施していきます。消毒、クリーニングについては、年単位での寝具(ベットマットレスト、厚掛け、薄掛け布団)の消毒を行い、感染予防(2次感染)を再確認することで安心して過ごせる居住空間に取り組んでいきます。寝具類の保管では清潔・不潔の区別が出来るように日々倉庫への環境整備をしていきます。

- ・居室空間へのアプローチ

居室清掃では、日々、週間プログラムにて清掃をしていきます。個々の居室については利用者担当が居室への清掃、環境整備に取り組み、居室への清潔保持と介護、介助サービスだけでなく、利用者との関わり、信頼関係が築けるようにアプローチをしていきます。

(6) 広報委員会

- ・3ヶ月に一度の広報誌を作成し利用者家族はもとより地域に配布しむさしのの事業をより理解していきます。
- ・作成にあたり、難しい介護用語、介護保険の仕組みなど、利用者、ご家族、地域の方が簡単に理解していただけるように掲載をしていきます。またむさしにおける職員にアンケートを取り(自由意見等)より多くの情報収集を心掛け、ご家族や地域の方のご意見、疑問を広報誌に反映していただけるように取り組んでいきます。
- ・定例広報誌の他、ユニットアクティビティの週間、月間カレンダーを作成し活動日や活動内容を利用者がわかりやすいように掲示をしていきます。

5、定例行事

昨年同様、施設全体で一諸に行う行事は、納涼祭、敬老会、新年会とし、それ以外はユニット単位で計画をし、小さな家庭の雰囲気が出せるように行事等を行っていきます。

行事

月	行事	実施時期
4月	お花見	開花の頃
5月	端午の節句 菖蒲湯	5月5日 5月1日～5日
6月	ミニ運動会	6月4日
7月	七夕 納涼祭	7月7日 7月28日
9月	敬老会	9月15日
10月	日帰り旅行	10月～11月
12月	冬至 もちつき大会 クリスマス会	12月20日～23日 12月15日 12月25日
1月	初詣 新年会	1月7日～14日 1月12日
2月	節分	2月3日
3月	ひな祭り	3月4日

リハビリ

入所の長期化及び入所者の高齢化から、各入所者の心身機能及び身体構造面における低下も目立ってきています。これらにより入所者の活動面及び参加面における制約も起きてきており、リハビリテーション部門としては各入所者の心身機能・身体構造の維持・改善を大目標とし、更には活動面、参加面においても効果をもたらすことができるようアプローチを行っていきたいと考えています。

1 機能訓練

医師の指示の下に行う、医療的なリハビリテーションとしての機能訓練、利用者個々の生活環境・身体機能を再度見直し、機能訓練が生活の場で活かされるための訓練を提供します。

内容として、現状を維持するための関節可動域訓練に重点を置き、その他、生活に密着した動作の訓練は訓練室のみならず、居室・フロア・トイレ・風呂等でも行います。咀嚼・嚥下の

ための訓練も行い、誤嚥防止に努める。物理療法・マッサージを有効に使い利用者が機能訓練を進んで行えるようにしていきたいと考えています。

しかしながら、長期的に機能訓練としてアプローチしてきた入所者において、心身機能・身体構造面の低下が進んでいくケースは比較的多く、「心身機能・身体構造の低下＝活動、参加の制約」といった構図ではなく、低下した心身機能・身体構造のなかで、いかに活動、参加を高めていくかを考慮しながら、機能訓練を提供していきたいと考えています。

2 アクティビティ

利用者個々の趣味活動に対し「やりたい時に、やりたい事を。」を基本とし、提供できるよう、環境作りに努めます。

各入所者心身機能・身体構造の障害に合わせたものを選択できるよう、各種研修、各種文献からアクティビティについて勉強し実践していきます。

3 介護方法の検討

利用者個々の身体状況変化による介助方法の変更を、利用者本人等と介護者との話し合いで決定し、各利用者に対し統一した介助ができるように職員やご家族へ実践の中で指導にあたる。また、変化のない利用者の介助についても確認を行っていく。

自具具や福祉用具の導入及び作成を行い、介護力軽減をはかり、更には自立支援につながることも目標とします。

4 介護予防

介護予防については、デイサービス部門の担当になりますが、特養においても、介護度を重くしないという観点が重要な考え方になるため、機能訓練においても、介護予防の考え方を導入しながら行っていきます。

5 リハビリテーション実施計画

機能訓練の実施に当たり、リハビリテーション実施計画書の作成が必要となるため基本的にケースカンファレンス毎に作成しますが、随時入所者の身体的変化や、環境の変化等に応じ作成していきます。作成については、理学療法士が担当します。

6 機能訓練の実施について

リハビリテーション部門のスタッフ配置が、常勤マッサージ師 1 名と非常勤理学療法士 1 名（週半日勤務）である。個別機能訓練については、1 人の訓練士が対応可能となるのが、1 日 10 名（入所者 1 名に対して 30 分程度）程度となる。このため、対応可能な人数は月延べ 200 名を目標として対応していきます。

看護

利用者の健康管理を通して疾病の予防、早期発見、早期治療及び介護職員の医療的知識の向上に努めます。

1 健康観察

健康状態を把握し、健康維持を図るとともに障害や疾病の悪化を未然に防ぎ、心身ともに安

定した生活が送れるように支援します。

2 健康診断

一年を通じ定期的に健康診断を計画、実施しそのデータに基づいて適切な助言をし、健康状態を把握します。

3 協力病院との連携

協力病院との連携を図り、疾病の早期治療を行います。

4 介護職員の医療的知識の向上

一年を通じて計画的に医務的知識の向上を図れるよう内・外部研修を行います。

5 看取り介護について

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、看取り介護を実践していくために、嘱託医の協力のもと多職種共同で勉強していきます。

6 感染症対策について

昨年度の感染性胃腸炎の対応の実践事例を活かし感染症対策を積極的に行います。

相談

1 相談援助

介護保険制度における契約制度の特徴を活かせるように、利用者、ご家族の立場に立った相談援助を行い、サービス提供に役立てます。また、施設および利用者のご家族からの電話連絡や来施の際の相談等は介護明細上の記録を残していき、ご家族や職員間との意志疎通を円滑に進めていくこととします。

2 入所について

(1) 入所相談

入所説明時には入所申込書を受け取るだけでなく、重要事項説明書を用い詳細まで説明することを心掛け、また在宅や病院にて特別養護老人ホームの入所を待つ以外の方法はないか等、ご本人やご家族の状況をお聞きしながら相談を受けます。また希望者には施設内を案内し、納得された上での申し込みをしていただけるようにします。また、判定会議に上がった利用者、ご家族に関しても、申し込みから期間がだいぶ経過している方も多くいる為、再度料金説明や施設の様子、生活の内容等を説明し、納得された上での入所をしていただけるようにします。

既に申し込まれている待機者の状況変更などは、受付次第速やかにイントラネット上の判定会議申し込み名簿に反映することとし、入所受付担当間での周知を図ります。

(2) 判定会議

イントラネット上の判定会議申し込み名簿を元に判定会議を行い、他施設や病院等、ご家族との連携を通し、円滑かつ迅速な特養入所を進めていきます。また、申し込みをされてからの待機期間が4年を経過する方も多くいることから、改めて連絡して現在の状況を把握し、随時

仕切り直しをしていきます。

3 マンパワーの育成

実習生、ボランティアの受け入れを積極的に行い、マンパワーの育成及び職員の資質向上に努めます。

(1) 実習生、体験学習受け入れ

受け入れ元の機関、学校関係者との連携を密にし、円滑に実習が行えるよう配慮します。また、近隣の小中学校からの体験学習や見学についても、積極的に受け入れをし、地域とのつながりを大切にしていきます。

(2) ボランティア育成

地域住民の「ボランティアをしてみたいが、どうしたらよいかわからない」という声を受け止め、富士見市社会福祉協議会の協力のもと、ボランティアの育成をしていきます。そのために、前年度、好評であったボランティア講座を来年度も開催していきます。講座内容としては ボランティアについて、実際の活動実習（リネン交換、車椅子介助、買い物付き添い等）などを予定しています。

(3) ボランティア受け入れ

利用者のニーズを把握し、生活の質の向上を目指し、生きがい作りを支援します。ボランティアとの連携を密にし、活動内容の充実を図ります。ボランティア希望者には事前に専用のボランティア活動申込書に記入していただき、さらにボランティア保険の加入を勧め、安全に活動してもらえる様援助します。詳しい活動については以下のような内容を計画しています。

- ・生活援助ボランティア.....居室清掃や清拭作り、リネン交換等
- ・クラブ活動ボランティア...音楽、踊り、お茶等の余暇活動
- ・行事ボランティア.....納涼祭、餅つき等行事の際のボランティア など

4 日用品、衣類の取り揃え

開所 4 年を経過し、開設当初から入所している利用者に関し、劣化している日用品や衣類を使用している方、またタオル類が不足している方を担当ワーカーを通して把握し、昨年度に引き続き請求時のお知らせや面会時などに日用品や衣類の入れ替えのお願いを積極的に呼びかけていきます。

5 要望及び苦情を提案に

利用者懇談会、家族懇談会、法人設置の苦情解決制度や第三者委員（オンブズマン）による相談日の周知をはかり、利用者やご家族の方の苦情や要望を汲み取り、日々のサービス提供に役立てます。また、その際具体的な要望や苦情が上がった場合には、速やかに対処し、記録に残していくこととします。

- (1) 利用者懇談会 ユニットごとに 2 ヶ月に 1 回
- (2) 家族懇談会 年 2 回
- (3) 苦情解決制度の利用 随時

(4) オンブズマンによる相談 不定期月 1 回 午後 2 時から午後 4 時

地域課

デイサービスセンターむさしの

平成 19 年 4 月から富士見市でも介護予防サービス及び予防給付が開始されます。通所介護事業所「デイサービスセンターむさしの」では、これまでの既存のサービスに加えて 4 月から介護予防サービスを導入し、認定更新後要支援と判定された利用者の皆様へ新たなサービスを提供していくこととなります。既存のサービスと介護予防サービスを融合させながら、また施設におけるサービス提供の基本方針である『個別ケア』をふまえつつ、意欲的に事業に取り組みたいと思います。

本年度の目標と内容

- 1 介護予防サービス（選択的サービス）の提供を開始します。
 - (1) 今年度はさらに職員の介護予防に関わる専門資格の取得を目指し、一人でも多くの職員がより専門的な視点や技法を身につけサービス提供ができるようにします。
 - (2) 4 月より介護予防サービスの対象者となり、引き続き当事業所の利用を希望する利用者への介護予防サービスの提供を開始します。また外部からの介護予防サービス希望者も受け入れられよう体制を整えます。
 - (3) 介護予防サービス（選択的サービス）は以下 2 項目を提供します。対象者には個別計画を作成しそれぞれに適切なサービスが提供できるように図ります。

運動器の機能向上

- ・利用者の持っている能力を生かし高める予防的な体操や運動
- ・利用者のニーズに合わせた機能訓練やアクティビティの実施

口腔機能向上

- ・口腔体操、口腔ケアの実施
- ・専門家（歯科医や歯科衛生士）による指導の導入を考える。

- (4) 改修後の和室を介護予防体操だけでなく、もっと幅広く有効に活用し必要な用具を揃えていきます。

セラバンド、ソフトジム、ペットボトルなどのこれまでの用具に加え、新型の用具を購入し、常に興味を持って意欲的に取り組めるように実施内容も工夫していく。高齢者向きのマシーン購入を検討し、個別に自主的に機能向上に取り組めるようにする。

「健康づくり」や「心身を癒す」ことができるコーナーを設け、利用者が希望するときに取り組めるようにしていく。

- (5) 介護予防サービスの対象となる利用者が、これまでのサービスから新しいサービスへと身体的・精神的にスムーズに移行し、それぞれの目標に向かって主体的・意欲的に

取り組めるような援助を心がけます。

- (6) 職員全員が新サービスについて理解を深め、より連携して今後のサービス向上に反映させていけるように、内部研修はもちろん外部研修への参加を推進します。
- 2 日常のサービス（共通サービス）の個別化・差別化を継続し、サービスの質の維持・向上に努めます。
- (1) 居宅サービス計画書に沿って利用者一人ひとりの個性や気持ちを考慮した通所介護計画書を作成し個別のサービスを提供します。
また新年度から、ケース担当職員による定期的な利用者個々の評価シート作成、および通所介護計画書の見直し変更等に取り組むたいと思います。
- (2) 今年度は介護予防を主眼に、レクリエーションの内容の工夫や用具の充実を図り、それぞれの利用者が何らかの形で活気ある活動に取り組めるように努めます。
- (3) 病気・障害の状況や年齢に関係なく、どの利用者もともに仲間意識を高め、明るく生き生きと活動に取り組み、交流していけるような環境づくりと援助を心がけます。
- (4) 今年度は介護予防サービス導入のため、終日利用者が安心してさまざまな活動に取り組めるように看護師の体制を整え、健康管理・把握の徹底、見守りの実施・助言等を強化します。
- (5) 利用者の気持ちを尊重し、利用者主体のサービスを心がけ、プライバシーへの配慮を徹底します。

日常のサービス

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動開始前にバイタル測定（血圧・体温・脈拍）心身の健康状態の把握と確認をする。 ・ 日中の見守りと体調不良時・急変時の対応をする。 ・ 必要時は薬の管理や服用の介助をする。 ・ 体重測定をする。 <p>（今年度はご家族の意見を取り入れ、入浴時に衣類を着用しない状態で測定を実施）</p>
日常動作訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者それぞれが在宅での生活を維持・向上できるように、心身の機能を十分に活用し援助を行う。またレク・趣味活動を通し、個々に適した動作訓練を行う。
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼食（選択食）は各利用者の好みやA D L状況を考慮したおいしい真空調理を提供し、必要な場合は介助をする。また主な行事では季節感を取り入れた行事食を提供する。 ・ 食前は全員口腔ケア体操を行う。 ・ 食後は全員口腔ケア(歯磨き・うがい)を実施、介助する。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体の清潔を保ち心理的にもリラックスできる時間として大切に考え、利用者の状況に応じた入浴を提供する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同姓介助を徹底して実施する。 ・ 入浴中の体調変化に留意、入浴実施中は常に看護師が待機し見守る。皮膚状態の確認、必要時は処置等を行う。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者それぞれの排泄リズムを大切に、個々の状況に応じた誘導や介助を行う。 ・ 介助や管理を要する利用者の排泄状況を記録する。 ・ 同性介助を実施し、プライバシーへの配慮を徹底する。
送 迎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が安心して乗車できる運転を心がけ、楽しい会話や雰囲気作りに配慮する。 ・ ワゴン車には必ず職員が添乗し、安全の確保をする。 ・ 送迎時の家族とのコミュニケーションを大事にしていく。

3 趣味活動やレクリエーションを計画的に実施し、介護予防を念頭に利用者個々に適切なサービスが提供できるように努めます。

(1) アンケートや懇談会、また個々のコミュニケーションを通して利用者の趣味や興味また希望を把握し、できる限りその思いを大切に生かしたいと思えます。

(2) 利用者の心身の機能を最大限に生かした援助を心がけ、過剰な援助や保護をしないようにします。

(3) 職員の発想や創意工夫を促し、多種多様なレクリエーションや作業プログラムを準備し計画的にサービスを提供します。毎月職員による活動表作成や利用者一人ひとりの個性に合った援助を組み立て、またはグループ活動で意欲を高めます。

- ・ 地域性や立地条件を活かし、季節ごとに自然とふれあい楽しめるような工夫をしていく。また、テラスで花栽培等を行い、水やりや草取りなどの世話、観察・鑑賞等で利用者が交流できる空間として活用していく。

- ・ 作業・趣味活動はひとつのものを長期間かけて仕上げるものと、誰でも気軽に取り組みその日に持ち帰ることができる簡単な手芸や創作物を提供し、時期的な変化をつけ、利用者の意欲や満足度を深めていく。

- ・ 今年度は全体的に機能向上・維持を視点に、軽いスポーツやゲーム・体操、ダンスなど、手足や体を動かす活動的なプログラムを多く提供する。また歌を歌う、楽器を演奏するなどグループ活動も有効に取り入れる。

- ・ 利用者にとって懐かしい昔のものを素材として取り入れ、心身の活性化に活用する。(昔のよい香り、紙芝居、映画・写真、遊びなど)

- ・ ボランティア(太鼓、踊り、琴、歌謡、ハーモニカ、茶道、華道、書道など)また利用者の話やゲーム相手をしてくれるボランティアをもっと多く、定期的に受け入れる事を検討していく。

- ・ 脳のトレーニングになるクイズやカードゲーム、パズルなども取り入れ提供し

ていく。

- (4) 利用者の休養したい、何もしたくないという気持ちも個々の主体的な活動と考えて尊重し、リラクゼーションの時間には雰囲気作りを心がけます。また足のマッサージやホットパックなども有効に活用し、利用者の満足度を高めるように努めます。
- (5) 楽しさと同時に利用者の安全に常に配慮し、環境整備や職員の目配り・気配り・心配りを強化していきます。
- (6) 利用者とは話す時間を大切に考え、できる限り会話に努めます。

4 相談業務の強化維持を図ります。

- (1) 利用者・家族等に対して、利用に伴って発生する問題や生活上の諸問題に関する相談に個々に対応します。(個別面談、随時事務連絡配布、連絡帳の活用、随時報告・意向確認)
- (2) 居宅支援事業所・他のサービス提供機関との連絡・調整を密にし、チームケアの根本である信頼関係を保持します。また、信頼される事業所として利用者確保に努めます。(毎月利用者状況報告書発行、随時利用状況報告、サービス担当者会議出席、行事招待、広報配布、体験利用の案内)
- (3) 利用者の家族等との意見交換の機会や交流を図ります。(納涼祭・餅つき会等の家族交流)
- (4) 利用者の権利を擁護すると共に、要望・苦情に関するサービスを迅速に解決し、社会的な信頼の向上を図ります。(相談・苦情の経過記録報告、行政への事故報告書・再発防止報告書提出)

5 行事や誕生会

- (1) 毎月季節感あふれる行事を実施し、みんなで楽しみます。

【年間行事計画】

月	行事名	内容・目的
4月	お花見	・ 花見外出(市内巡りドライブ) ・ デイテラスにて花見をする。 外でおやつを食べ、軽いレク等で楽しむ。
5月	お菓子作り (ドラ焼き)	・ 全員で作る楽しさを味わってもらう。
6月	外出	・ 季節の花々を楽しむ。 せせらぎ菖蒲園、難波田城公園、びん沼公園
7月	七夕 そうめん流し	・ 短冊に願いを書き、笹飾りを作る。 ・ 初夏の暑さをそうめん流しで和らげる。
8月	納涼祭	・ 家族を招いて施設納涼祭に参加し、手作り品展示や販売を行う。
9月	祝長寿の会	・ 長寿を祝い、職員の演芸、もしくは合奏などを

		披露する。
10月	花見ツアー 運動会	・ コスモス街道を散策し、季節の花を楽しむ。 ・ 紅白に分かれていくつかの室内競技を行う。
11月	焼き芋会	・ 種子島の珍しいお芋で焼き芋をして楽しむ。
12月	クリスマス会 もちつき会	・ ツリーを飾り、みんなで生クリームケーキを作り楽しむ。 家族を交えて年末行事を行う。
1月	初詣(新年会)	・ 川越喜多院への初詣外出と行事食で新年を祝う。
2月	節分 ビデオ鑑賞会	・ 豆まきやゲームで楽しみながら、厄を祓う。 ・ 利用者の希望する作品を鑑賞する。
3月	ひな祭り 作品展	・ 雛人形飾りを全員で作る。 ・ 南畑地区の作品展に協力参加する。

(2) 利用者それぞれの誕生会を、誕生日に近い利用日に実施します。心をこめて誕生カードを贈り、みんなで温かくお祝いをします。

(3) 主な行事には、多くのご家族に参加してもらうよう呼びかけ、内容を充実させます。

6 安全・安心への意識を高め、環境作りに努めます。

(1) くつろぎの空間確保に努めます。

(ベッドコーナー、談話・ゲームコーナー、図書コーナー、日光浴コーナーの継続)

(2) 利用者の安全を確保するため、適宜業務マニュアルの見直しを行い改善・実行します。

(3) ヒヤリハットや事故に注意し、起きた場合は速やかに報告、再発防止対策を検討し周知徹底します。

(4) 施設内の清掃・消毒をこまめに実施して清潔を保ち、感染予防のため手洗いや消毒を徹底します

(5) 防災や緊急時の対応強化のため、研修や訓練に積極的に参加します。

(6) 職員の資質向上のため、研修等に積極的に参加します。

7 特養との利用者相互乗り入れを見直します。

(1) 特養との相互乗り入れに関しては、デイの利用者増加や新サービスの導入などに伴う問題もあり、現在の対応上の問題点を含め特養担当者とは検討したいと思いません。

(2) 受け入れに当たっては、デイサービス利用者へのサービスが低下しないように、また生活リズムや雰囲気大きく変えないよう考慮します。

- (3) 特養のクラブへの積極的な参加を進め、時には行事への相互参加、協同開催を考えます。
 - (4) デイ利用とショート利用を併用している利用者についての情報交換や報告・連絡・相談をもっと密にし、サービスを提供する上でも連携していきます。
- 8 委員会活動への参加に努めます。
- (1) 部署ごとの意見交換を積極的に行い、業務の見直しや改善を図ります。
 - (2) 定期的に会議を開き、各課共通の問題についての検討や統一の場として活用します。
- 9 職員の育成・資質の向上に努めます。
- (1) 職場の方針であるOJTを徹底して実践し、日々職務に従事する中で互いに切磋琢磨していきます。
 - (2) 専門知識と技術の習得に努めると共に、常に創意・工夫を心がけます。
 - ・職場内の研修や外部研修への積極的な参加
 - ・他施設の見学等の機会を多く設け、視野を広げる
 - ・レクリエーション援助・作業援助の技能を高める
 - (3) 職員一人ひとりがあらゆる場面において冷静・的確な判断で対処でき、利用者やご家族の信頼を得られるようさらに接遇マナーの向上に努めます。
 - (4) 職員は常に幅広い分野に興味を抱き、人間性を豊かに感性を磨く努力をし、利用者の気持ちに沿ったサービスを提供できるようにします。
 - (5) 職員間のチームワークを大切に、互いに助け合い、高めあう関係を築いていきます。
- 10 ボランティア活動、デイ体験、見学、実習生を積極的に受け入れます。
- (1) 地域ボランティアを積極的に要請・依頼し、交流と連携を図りつつ、サービスの特色化へとつなげます。
 - (2) デイ体験や見学者を無料で受け入れ、地域の人々も気軽に出入りできる事業所として利用者確保にも反映させていきます。
 - (3) 実習生等を受け入れることにより、利用者の活性化と職員の業務に対する意識の高揚を図ります。
- 11 地域との関わりを深めます。
- (1) 常に地域へ目を向け、地区の人々を納涼祭や大きな行事へ招待したり、ボランティアの協力を得るなど、地域ぐるみの考え方を定着させ開かれた施設にします。
 - (2) 定期的に地区高齢者の方々をデイサービス1日体験に招待し交流を図ります。
 - (介護予防体操体験、配食サービスの試食会実施など)
 - (3) 利用者・職員共々、地域の催しに積極的に協力・参加していきます。
 - (南畑ふるさとまつり作品展、市民ホール作品展など)
 - (4) 地域の幼稚園児、小学生などを招いて交流の機会を設けます。

ヘルパーステーションむさしの

今年度の方針

- 1 現在訪問介護サービス提供中のケースを大切に、特に事業の拡大は考えず、現状維持で実施していきます。
- 2 ヘルパー職員は他の事業と兼務とし、需要に応じヘルパー業務にかかわっていきます。
- 3 サービス提供責任者及びヘルパーは、自己努力や職場内部の研修や外部研修への参加により、常に職員としての資質向上に努めます。
- 4 居宅サービス計画書の内容に伴い、利用者及び家族の希望を組み入れ訪問介護計画書を作成、こまめに評価及び見直しを実施します。
- 5 実績記録、サービス提供記録を確実に、内容を充実させます。
- 6 担当の居宅支援事業所への連絡・報告をこまめに行い、場合によってはサービス内容の変更や検討を提案していきます。
- 7 サービス提供にあたっては誠意と責任ある対応で、利用者との信頼関係を大事にしていきます。

在宅介護支援センター

当センター設立御4年が経過し、地域に密着した施設でありたいと願う当センターの思いも住民の方々に少しずつ理解されてきました。

行政も高齢者福祉の政策として、高齢者が住み慣れた地域でより長く、安全に暮らせるような街づくりに力を入れてきました。その結果、地域住民の基盤となる地区と在宅介護支援センターの担当地区が異なる為、地域機関との連携がスムーズに行なえないという問題が発生しました。

この問題を解決すべく、来年度からは在宅介護支援センターの担当地区を大幅に見直し、地域に適した地区割りでの業務展開を図ることとなりました。再度スタート地点に立ったこととなりますが、以下の点を主眼に実績向上に努めたいと思います。

本年度の目標と内容

- 1 新規担当地区の把握
 - (1) 引継ぎ
 - ・ 前任者から引き継ぎを受け、地域内の要援護高齢者の把握に努めるとともに、必要なサービスの導入を支援します。
 - (2) 地区内組織の把握と活動への参加
 - ・ ふれあいサロンのある地域に関しては主催者と連携し参加していくことで、地域内へのPRと地域内組織とのつながりを深める。
 - ・ 介護者教室を開催することにより啓発活動を行う。
 - ・ 地区社協の活動に参加することで、安心ネットワーク事業の広報に務めます。
 - (3) 実態把握調査の実施
 - ・ 地域の要援護高齢者の心身の状況などの実態を把握するとともに、介護に関する需要

の評価を行いません。

- ・ サービスの必要な人に対し、関連機関との調整を図ります。

2 継続地区（南畑地区）における更なる活動

- (1) 地区社協の福祉委員として活動へ参加することで、地域内組織との連携を図る。
- (2) 民生委員が主催となっている活動（ふれあいサロン等）に参加することで、民生委員との連携を深める。
- (3) 老人会を中心とした広報活動を行います。

居宅介護支援事業所

地域包括支援センターの開始に伴い、利用者及び関係各所で混乱が生じると予測されますが、当事業所では地域包括支援センターと連携し、利用者が安心してサービスを受けられる様に調整及び支援に努めたいと思います。

本年度の目標と内容

1 地域の在宅サービス提供者に関する情報の提供

- (1) 市内のサービス提供事業者の情報を収集し、特徴を把握することにより、利用者に適したサービス提供事業者の選択を行えるようにします。

2 要介護高齢者のニーズを反映させた居宅介護サービス計画の作成

(1) アセスメントの実施

- ・ 年1度、必要時のアセスメント調査を行い、利用者のニーズに沿った居宅サービス計画の作成に努めます。

(2) サービス調整会議の開催

- ・ 認定時（新規、更新、変更）とサービス変更時にサービス担当者会議を開催します。

(3) 主治医との連携

- ・ 認定の申請時、主治医に対する情報提供を行う事で、主治医意見書の作成に役立ててもらおうと共に、必要なアドバイスをいただける様にします。

3 要介護認定などに関する申請

- (1) 各種サービスに関わる手続きの代行申請を行います。

栄養課

1 栄養マネジメントの実施

栄養マネジメントについては昨年度から取り組んでいましたが内容が不十分であったため、より充実した内容となるよう実践していきます。利用者個々の栄養『食事状態』のケア、計画的なマネジメントを行う事により、栄養状態の改善、維持に努めます。

2 仕込み、発注の見直し

真空調理の利点を最大限引き出し、効率的な業務を行います。献立作成、発注の長期的計画

「先々までの献立作成、発注を行い」空いた時間を栄養ケアマネその他必要書類の作成、チェックなどにあてて作業効率をアップさせます。

3 食事について

より季節感を出し、見た目にもこだわってさらに精進します。また、栄養補給ゼリー、ジュースなどのバリエーションを増加させ、利用者の方に食事を楽しんでいただけるよう努力します。

4 衛生管理について

昨年末から感染性胃腸炎が流行していましたが、施設内各課で連携し、対処することができました。今後もこのように施設内で柔軟に対応します。

5 配食サービスについて

配食サービスを実施していますが利用率が高まるよう、様々な点(メニューバリエーション、味つけ、システム)を見直し、より多くの方に利用して頂きたいと思います。

6 行事食について

施設年間行事に準じて献立作成を行います。

各ユニットで行う行事に対してはユニット行事起案に基づいて行事食の提供を行います。

月	行事	日時
4月	花見	開花の頃
5月	端午の節句	5月5日
6月		
7月	七夕 納涼祭 土用の丑の日	7月7日 7月28日 7月下旬
8月		
9月	十五夜 敬老の日	9月15日 9月17日
10月		
11月	鍋行事	
12月	もちつき(特養) もちつき(デイ) クリスマス 年越しそば	12月15日 12月16日 12月25日 12月31日
1月	正月 新年会	1月1~3日 1月12日
2月	節分 バレンタイン	2月3日 2月14日

3月	ひな祭り	3月3日・4日
----	------	---------